

旭川商店街サポートセンター助成金交付要領〔別表〕

No	事業区分	事業内容	助成率	助成限度額
1.	商店街拠点化促進事業	<p>商店街等が主体的に実施する商店街等を地域のまちづくりの拠点とするために取り組む事業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティ機能の強化 商店街サロン・地域交流拠点の設置・運営、商店街集会所・お休み処等コミュニティスペースの設置・運営、御用聞きサービス、よろず相談、子育て・介護等のサービス事業、小・中・高校生等職場体験事業、ものづくり体験事業、アンテナショップ等共同販売事業、買物弱者対策事業（宅配サービス・買物代行サービス、共同受注配送事業など）、防犯パトロール事業、防災対策事業など ● タウンモビリティの取組 高齢者等に対する電動三輪車、電動スクーター、電動車いす貸し出しなど ● その他商店街の活性化に資する商店街拠点化促進事業 	対象経費の10分の10以内	30万円
2.	販売促進等共同事業	<p>商店街等が組合員（会員）と共同で取り組む販売促進に関する事業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 販売促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ セール等販売促進事業 歳末セール、クリスマスセール、朝市、夕市、〇曜市の開催（但し交流イベントと併せて実施するものを除く）など 共同チラシ、ダイレクトメールの発行など ・ カード発行等事業 ポイントカード発行、スタンプカード発行、商品券・地域通貨発行、地域ポイント事業、スタンプラリーの実施など ・ ブランド化事業 商店街のオリジナル商品開発、統一ブランドの作成、一店逸品運動など ● その他商店街の活性化に資する販売促進等共同事業 	<p>* 一般事業 対象経費の10分の10以内</p> <p>* 広告宣伝のみ 対象経費の3分の2以内</p>	30万円 15万円
3.	環境整備・組織体制整備・情報発信事業	<p>商店街等が実施する商店街の環境美化・環境整備に関する事業、商店街の組織体制の整備及び商店街の情報発信の強化に関する事業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境美化作業（ごみ減量化・資源化事業、清掃事業） 空き缶・空き瓶回収、トレイ回収、牛乳パック回収、買物バッグ持参運動、容器包装の削減、レジ袋削減・簡易包装の推進、商店街一斉清掃事業など ● 環境整備事業 花のまちづくり運動、緑化促進事業、シャッター美化活動、イルミネーション事業など ● 組織体制整備事業 商店街等の事務所開設や移転に係る事業（事務所の運営を除く。）、商店街等の運営や組織体制強化に係る税理士・公認会計士等専門家への依頼など ● 商店街等の情報発信の強化 商店街マップの作成、ミニコミ誌・機関誌の発行、WEB制作による情報発信、ソーシャルメディア活用事業など ● その他商店街の活性化に資する環境整備・組織体制整備・情報発信事業 	対象経費の3分の2以内	20万円
4.	空き店舗活用促進事業・	<p>商店街等が実施する空き店舗活用促進に関する事業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空き店舗誘致事業 店舗の空き状況調査、空き店舗情報の集約・発信など ● 空き店舗改築・改修事業 ● 空き店舗仲介事業 所有者から借り受けた空き店舗を実験的店舗として出店者に転貸 ● その他商店街の活性化に資する空き店舗活用促進事業 	対象経費の3分の2以内	30万円
5.	人材育成事業	<p>商店街等が実施する組合員（会員）等を対象とした人材育成に資する事業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研修会開催事業 ● 後継者育成事業 ● リーダー育成事業 ● 新規開業者支援事業 ● その他商店街の活性化に資する人材育成事業 	対象経費の3分の2以内	30万円
6.	調査研究・計画策定事業	<p>商店街等が主体的に取り組む調査研究事業及び計画策定事業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査研究事業の実施 商圈・消費者ニーズ調査、マーケティング調査・分析、通行量調査など ● 商店街活性化計画の策定 ● その他商店街の活性化に資する調査研究・計画策定事業 	対象経費の3分の2以内	30万円
7.	顧客交流事業	<p>商店街等が主体的に取り組む地域住民や地域団体との交流、地域マルシェ開催に係る事業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域交流イベントの開催 夏まつり、盆踊り、収穫祭、ビールパーティー、フリーマーケット、コンサート（交流イベントと併せて朝市、夕市、〇曜市を開催した場合を含む）など ● 学校・地域関係団体等連携イベント 学校・町内会等地域団体連携イベント、多世代交流イベントなど ● その他、商店街等の活性化に資する顧客交流事業、地域マルシェ事業 	対象経費の10分の10以内	20万円

※申請状況により、助成限度額が変更となる場合がある。